

滋賀県新人看護職員研修補助金交付要綱

(通則)

第1条 新人看護職員研修補助金については、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、次に掲げる者が設置する病院等において、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修を実施することにより、看護の質の向上および早期離職防止を図ることを目的とする。

- (1) 市町（一部事務組合を含む）
- (2) 日本赤十字社
- (3) 社会福祉法人
- (4) 厚生農業協同組合連合会
- (5) 国家公務員共済組合およびその連合会
- (6) 地方公務員等共済組合
- (7) 私立学校教職員共済組合
- (8) 農林漁業団体職員共済組合
- (9) 健康保険組合およびその連合会
- (10) 国民健康保険組合および国民健康保険団体連合会
- (11) 学校法人
- (12) 医療法人
- (13) 一般社団法人および一般財団法人
- (14) 独立行政法人および国立大学法人
- (15) その他知事が認める者

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、次に掲げる研修事業（前条各号に掲げる者が行うものに限る。）とする。

- (1) 新人看護職員研修事業
厚生労働省策定の新人看護職員研修ガイドラインに示された項目に沿って新人看護職員に対して実施する研修事業
- (2) 医療機関受入研修事業
前号に掲げる研修と併せて行う研修事業であって、自施設以外の医療機関または医療福祉施設に勤務する新人看護職員を受け入れて実施するもの（自施設の新人看護職員研修を公開し、公募により受入れを実施するものに限る。）

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 前条第1号に掲げる事業

ア 別表1の第1欄に定める基準額の合計額と第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、別表1の第3欄の補助率を乗じて得た額を交付算定額とする。

(2) 前条第2号に掲げる事業

ア 別表2の第1欄に定める基準額の合計額と第2欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に、別表2の第3欄の補助率を乗じて得た額を交付算定額とする。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（別紙様式1号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の決定)

第6条 知事は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付決定をし、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、または廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあつては30万円）以上の機械および器具については、厚生労働大臣が定める期間を経過するまでに知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けまたは担保に供してはならない。

(4) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。

(5) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければ

ならない。

(6) 補助事業完了後に消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の申告により補助金にかかる消費税等に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別記様式第2号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の一部（または一支社、一支所等）であって、自ら消費税等の申告を行わず、本部（または本社、本所等）で消費税等の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金にかかる仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（変更交付申請）

第8条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、補助金変更交付申請書（別紙様式3号）に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（別紙様式4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 第5条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 知事は、前条の規定による報告を受けたときは、当該報告書等の審査および必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適当と認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（標準処理期間）

第11条 この補助金に係る標準処理期間は、次のとおりとする。

- (1) 規則4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 第8条の規定による変更申請があったときは、同条の規定による申請があった日から起算して14日以内に行うものとする。
- (3) 第10条の規定による額の確定は、第9条の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（検査）

第 12 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(補助金にかかる帳簿等の保存年限)

第 13 条 補助事業者は、補助金に係る帳簿および証拠書類を当該補助事業の完了後、5 年間保存しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 14 条 補助事業者は、第 5 条の規定に基づく交付の申請、第 7 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 8 条の規定に基づく変更交付申請、第 9 条の規定に基づく実績報告については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、令和 6 年度分の補助金から適用する。

別表 1

新人看護職員研修事業

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
次の(1)および(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 研修経費 ア 新人看護職員が1名のとき 440,000円 イ 新人看護職員が2名以上のとき 630,000円 (2) 教育担当者経費 新人看護職員5名ごとに 215,000円 <u>ただし、新人看護職員数は、当該年度の4月末日現在における在職者数とし、上限を70名とする。</u>	○報償費、旅費、需用費（印刷製本費、消耗品費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料および賃借料、賃金（外部の研修参加に伴う代替職員経費）、備品購入費 <u>（注）備品購入費は、左記（1）イの場合のみ</u> ○新人看護職員研修事業の実施に必要な研修責任者経費（謝金、人件費、手当） ○新人看護職員研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	ア 事業を実施する病院の病床数が199床以下の病院の場合：2分の1 イ 事業を実施する病院の病床数が200床以上の病院の場合：4分の1 *病床数は医療法上の許可病床数とする。

別表 2

医療機関受入研修事業

1. 基準額	2. 対象経費	3. 補助率
ア 1人～4人を受け入れる場合 1施設当たり56,000円 イ 5人～9人を受け入れる場合 1施設当たり113,000円 ウ 10人～14人を受け入れる場合 1施設当たり283,000円 エ 15人～19人を受け入れる場合 1施設当たり424,000円 オ 20人以上受け入れる場合 1施設当たり566,000円 カ 受け入れる新人看護職員が20名を超える場合、1名増すごとに22,000円 (注) 1. 医療機関受入研修事業は複数月で実施すること。 2. 医療機関受入研修事業における受入人数については、1人当たり年間40時間で1人とし、上限は30人とする。なお、1人40時間に満たない場合は、複数人で40時間となれば1人と計算する。	○需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料および賃借料、備品購入費 ○医療機関受入研修事業の実施に必要な教育担当者経費（謝金、人件費、手当）	10分の10

別記

様式第 1 号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

所在地

補助事業者名

氏名（法人にあっては名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者 氏名

担当者 氏名

連絡先電話番号

令和 年度滋賀県新人看護職員研修補助金交付申請書

令和 年度滋賀県新人看護職員研修補助金について、金 円を交付されるよう、
次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する
事実が判明したときは、同規則第 16 条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一
部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

（関係書類）

1. 補助金所要額調書 (別紙 1)
2. 対象経費の支出予定額算出内訳 (別紙 1 の (2)、(3))
3. 事業計画書 (別紙 2)
4. 歳入歳出予算（見込）書の抄本

別記

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

所在地

補助事業者名

氏名（法人にあっては名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者 氏名

担当者 氏名

連絡先電話番号

令和 年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け滋 第 号により交付決定があった令和 年滋賀県新人
看護職員研修補助金について、下記のとおり報告します。

- 1 滋賀県補助金等交付規則第13条の規定による確定額または事業実績報告書による精算額

金 円

- 2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税に係る仕入控除税
額

（要返納相当額）

金 円

※別添参考となる書類

- ・2の金額の積算の内訳等
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書の写し

別記

様式第3号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

所在地

補助事業者名

氏名（法人にあっては名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者 氏名

担当者 氏名

連絡先電話番号

令和 年度滋賀県新人看護職員研修事業補助金変更交付申請書

滋賀県新人看護職員研修事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、変更交付申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

記

1 交付決定通知書の日付および番号

年 月 日付け 第 号

2 変更の理由

* 具体的に記述すること

（関係書類）

1. 補助金所要額調書（変更）（別紙3）
2. 対象経費の支出予定額算出内訳（変更）（別紙3の（2）、（3））
3. 事業計画書（別紙2）
4. 歳入歳出予算（見込）書の抄本

別記

様式第4号

文 書 番 号
年 月 日

滋賀県知事

所在地

補助事業者名

氏名（法人にあっては名称および代表者の職名・氏名）

発行責任者 氏名

担当者 氏名

連絡先電話番号

令和 年度滋賀県新人看護職員研修補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日付け滋 第 号で交付決定の通知があった 年度滋賀
県新人看護職員研修補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定により、その実
績を次のとおり関係書類を添えて報告します。

（関係書類）

1. 補助金所要額精算書 （別紙4）
2. 対象経費の支出済額精算内訳 （別紙4の（2）、（3））
3. 事業実績報告書 （別紙5）
4. 歳入歳出決算（見込）書の抄本

補 助 金 所 要 額 調

医療機関名 _____

(1) 新人看護職員研修事業

総 事 業 費	寄 そ 収 の 附 他 入 金 の 額	差 引 額 (A)－(B)＝C	対 象 の 予 定 支 出 額 D	基 準 額				選 定 額 F	補 所 要 金 額 G
				新 看 護 職 員 数	研 修 経 費 分 額 金	教 育 担 当 者 の 分 額 金	計 E		
A	B	(A)－(B)＝C	D						
円	円	円	円	人	円	円	円	円	円
		0			0	0	0	0	

(2) 医療機関受入研修事業

総 事 業 費	寄 そ 収 の 附 他 入 金 の 額	差 引 額 (A)－(B)＝C	対 象 の 予 定 支 出 額 D	基 準 額			選 定 額 F	補 所 要 金 額 G	補 所 合 要 金 額 計
				総 時 間 数		受 入 予 定 数 金 額			
A	B	(A)－(B)＝C	D			E	F	G	
円	円	円	円	時間		人 円	円	円	円
		0				0	0	0	0

- (注) 1 色つきの欄には入力しないこと。(計算式が含まれています)
- 2 「(1) 新人看護職員研修事業」の「総事業費」欄には、新人看護職員研修事業の総事業費を記入すること。ただし、医療機関受入研修事業に係る経費は含めないこと。
- 3 「新人看護職員数」欄には、4 月末日現在で在職している新人看護職員数を記載すること。
- 4 F 欄は、C 欄の金額と D 欄の金額と E 欄の金額とを比較して少ない方の額になります。
- 5 G 欄は、F 欄に要綱第 4 条に規定する補助率を乗じた額 (1,000 円未満端数切り捨て) になります。
- 6 「(2) 医療機関受入研修事業」の「総時間数」欄は、例えば、1 回 5 時間の研修に 3 人の新人職員を受け入れて実施した場合は $5 \times 3 = 15$ (時間) のように考え、4 月 30 日現在で予定している年間の総時間数とすること。

医療機関名 _____

(1) 新人看護職員研修事業

対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
(研 修 経 費)		
賃 金	0	
研修責任者経費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
報 償 費	0	
旅 費	0	
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料	0	
備 品 購 入 費	0	
小 計	0	
(教 育 担 当 者 経 費)		
教 育 担 当 者 経 費		
謝 金		
人 件 費		
手 当		
小 計	0	
合 計	0	

(注)

- 1 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限る
- 2 研修経費の備品購入費は、新人看護職員が2名以上の場合に限り計上が可能
- 3 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上が可能

医療機関名

(2) 医療機関受入れ研修事業

対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
教 育 担 当 者 経 費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
備 品 購 入 費		
合 計	0	

(1) 新人看護職員研修事業

対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
(研 修 経 費)		
賃 金	0	(外部研修名) × 日時間 × 人数 = 賃金額
研修責任者経費	0	
謝 金		(謝金対象研修名) 人数 × 謝金額 = 謝金
人 件 費		(研修責任者名) 人件費・手当の計算式を記載 * 複数の場合は、別途計算式一覧を添付
手 当		
報 償 費	0	報償費の内容・計算式を記載
旅 費	0	* 複数の場合は、別途計算式一覧を添付
需 用 費	0	
消 耗 品 費		主な内容を記載
印 刷 製 本 費		主な内容を記載
会 議 費		会議費の経費とした内容を記載
図 書 購 入 費		図書名/価格 * 複数の場合は別途一覧表を添付
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		主な内容を記載
雑 役 務 費		主な内容を記載
使用料及び賃借料	0	主な内容を記載
備 品 購 入 費	0	(備品名) * 別途カタログ添付 見積額 (又は定価) × 台数 = 備品購入費
小 計	0	
(教 育 担 当 者 経 費)		
教 育 担 当 者 経 費		
謝 金		(謝金対象研修名) 人数 × 謝金額 = 謝金
人 件 費		教育担当者名ごとの人件費・手当の計算式を記載 * 複数の場合は、別途計算式一覧を添付
手 当		
小 計	0	
合 計	0	

(注)

- 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限る
- 研修経費の備品購入費は、新人看護職員が2名以上の場合に限り計上が可能
- 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上が可能

新 人 看 護 職 員 研 修 補 助 金 事 業 計 画 書

医療機関名

(1) 新人看護職員研修事業

設 置 主 体	医 療 法 上 の 許 可 病 床 総 数	看 護 職 員 数	新 人 看 護 職 員 数	看 護 職 員 離 職 数	新 人 看 護 職 員 離 職 率	新 人 看 護 職 員 を 支 える 体 制	研 修 に お け る 組 織 体 制						研 修 地 数	到 達 目 標 の 設 定 の 有 無	ガ イ ド ラ イ ン に 沿 っ た 研 修 プ ロ グ ラ ム の 有 無	他 施 設 の 医 療 機 関 受 入 研 修 の 利 用 の 有 無
							研 修 責 任 者		教 担 当 者		育 実 指 導 者					
							専 任	兼 任	専 任	兼 任	専 任	兼 任				
	床	人	人	%	%		人	人	人	人	人	人				

(2) 医療機関受入研修事業

受 入 医 療 機 関		受 入 施 設		実 施 月 数	実 施 日 数	研 修 到 達 目 標 の 設 定 の 有 無	ガ イ ド ラ イ ン に 沿 っ た 研 修 プ ロ グ ラ ム の 有 無	研 修 の 公 開 ・ 公 募 方 法
施 設 数	受 入 予 定 人 数	施 設 数	受 入 予 定 人 数					
	人		人	月	日			

(注)

- 1 当該年度の4月末日現在で作成すること（ただし、以下の注4および注5については、当該年度の前年度の数値を用いて算出すること）。
- 2 「設置主体」は、別紙法人略称名一覧を参照の上、リストから当てはまるものを選択すること。
- 3 「看護職員数」及び「新人看護職員数」とは、保健師・助産師・看護師・准看護師のいずれかの免許の有資格者数とし、二以上の免許を持つ者も一人として数える。
- 4 「看護職員離職率」の算出にあたっては次式による。なお、各数値は当該年度の前年度の数値を使用すること。
看護職員離職率＝看護職員退職者数／平均看護職員数×100（小数第2位を四捨五入）
- 5 「新人看護職員離職率」の算出にあたっては次式による。なお、各数値は当該年度の前年度の数値を使用すること。
新人看護職員離職率＝新人看護職員退職者数／新人看護職員採用者数×100（小数第2位を四捨五入）
- 6 「新人看護職員を支える体制」新人看護職員研修ガイドライン等 に示される体制から選択する。
- 7 「研修責任者数」、「教育担当者数」および「実地指導者数」は、兼任の場合は、兼務している役割のそれぞれで「兼任」欄の人数に含める。
- 8 「受入予定人数」は、自施設の新人看護職員研修に、他の病院等から受け入れる予定の新人看護職員数とし、実人数とする。
- 9 「実施日数」は、医療機関受入研修事業の年間実施予定日数を記載する。
- 10 「研修の公開・公募方法」は、主な方法を記載のこと。例；ホームページに掲載など

補助金所要額（変更）

医療機関名

（１）新人看護職員研修事業

総事業費 寄附金の その他収入 A	差引額 B (A)－(B)＝C	対象経費 支出額 D	基準額				計 E	選定額 F	補助金所要額 G	交付決定額 H
			新看護 職員 人数	研修 経費 金	教育担当 者の 経費 金	分担 率 %				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0		0	0		

（２）医療機関受入れ研修事業

総事業費 寄附金の その他収入 A	差引額 B (A)－(B)＝C	対象経費 支出額 D	基準額				選定額 F	補助金所要額 G	交付決定額 H
			総時間数		受入人数	金額			
円	円	円	時間		人	円	円	円	円
		0			0	0	0		

補助所要額計
円
0

- （注） 1 色つきの欄には入力しないこと。（計算式が含まれています）
- 2 「（１）新人看護職員研修事業」の「総事業費」欄には、新人看護職員研修事業の総事業費を記入すること。ただし、医療機関受入研修事業に係る経費は含めないこと。
- 3 「新人看護職員数」欄には、4月末日現在で在職していた新人看護職員数を記載すること。
- 4 F欄は、C欄の金額とD欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額になります。
- 5 G欄は、F欄に要綱第4条に規定する補助率を乗じた額（1,000円未満端数切り捨て）になります。
- 6 「（２）医療機関受入研修事業」の「総時間数」欄は、例えば、1回5時間の研修に3人の新人職員を受け入れて実施した場合は5×3＝15（時間）のように考え、年間の実績時間を記載すること。

医療機関名 _____

(1) 新人看護職員研修事業

対象経費の支出予定額算出内訳(変更)

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
(研 修 経 費)	円	
賃 金	0	
研修責任者経費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
報 償 費	0	
旅 費	0	
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料	0	
備 品 購 入 費	0	
小 計	0	
(教 育 担 当 者 経 費)		
教 育 担 当 者 経 費		
謝 金		
人 件 費		
手 当		
小 計	0	
合 計	0	

(注)

- 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限る
- 研修経費の備品購入費は、新人看護職員が2名以上の場合に限り計上が可能
- 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上が可能

医療機関名

(2) 医療機関受入れ研修事業

対象経費の支出予定額算出内訳

区 分	支 出 予 定 額	積 算 内 訳
	円	
教 育 担 当 者 経 費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
備 品 購 入 費		
合 計	0	

補助金所要額精算書

医療機関名 _____

(1) 新人看護職員研修事業

総事業費 寄附金の その他収入 A	差引額 B (A) - (B) = C	対象経費 支出額 D	基準額				選定額 F	補助金所要額 G	交付決定額 H	補助受入額 I	差引過不足額 (H) - (I) = J
			新看護職員 人数	研修経費 金	教育担当者 経費の 分	計 E					
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		0		0	0	0	0			0	0

(2) 医療機関受入れ研修事業

総事業費 寄附金の その他収入 A	差引額 B (A) - (B) = C	対象経費 支出額 D	基準額			選定額 F	補助金所要額 G	交付決定額 H	補助受入額 I	差引過不足額 (H) - (I) = J
			総時間数		受入人数 金 E					
円	円	円	時間		人 円	円	円	円	円	円
		0			0	0	0		0	0

(注) 1 色つきの欄には入力しないこと。(計算式が含まれています)

- 2 「(1) 新人看護職員研修事業」の「総事業費」欄には、新人看護職員研修事業の総事業費を記入すること。ただし、医療機関受入研修事業に係る経費は含めないこと。
- 3 「新人看護職員数」欄には、4月末日現在で在職していた新人看護職員数を記載すること。
- 4 F欄は、C欄の金額とD欄の金額とE欄の金額とを比較して少ない方の額になります。
- 5 G欄は、F欄に要綱第4条に規定する補助率を乗じた額(1,000円未満端数切り捨て)になります。
- 6 I欄は、G欄の金額とH欄の金額とを比較して少ない方の額になります。
- 7 「(2) 医療機関受入研修事業」の「総時間数」欄は、例えば、1回5時間の研修に3人の新人職員を受け入れて実施した場合は5×3＝15(時間)のように考え、年間の実績時間を記載すること。

補助受入額 計
円
0

医療機関名

(1) 新人看護職員研修事業

対 象 経 費 の 支 出 済 額 精 算 内 訳

区 分	支 出 額	積 算 内 訳
(研 修 経 費)	円	
賃 金	0	
研修責任者経費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
報 償 費	0	
旅 費	0	
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料	0	
備 品 購 入 費	0	
小 計	0	
(教 育 担 当 者 経 費)		
教 育 担 当 者 経 費		
謝 金		
人 件 費		
手 当		
小 計	0	
合 計	0	

(注)

- 賃金は、外部の研修参加に伴う代替職員経費に限る
- 研修経費の備品購入費は、新人看護職員が2名以上の場合に限り計上が可能
- 教育担当者経費は、新人看護職員が5名以上の場合に限り計上が可能

医療機関名

(2) 医療機関受入れ研修事業

対象経費の支出済額 精算内訳

区 分	支 出 額	積 算 内 訳
	円	
教 育 担 当 者 経 費	0	
謝 金		
人 件 費		
手 当		
需 用 費	0	
消 耗 品 費		
印 刷 製 本 費		
会 議 費		
図 書 購 入 費		
役 務 費	0	
通 信 運 搬 費		
雑 役 務 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
備 品 購 入 費		
合 計	0	

新 人 看 護 職 員 研 修 補 助 金 実 績 報 告 書

医療機関名

(1) 新人看護職員研修事業

設 置 主 体	医療法上の 許可病床 数	看護 職員 数	新看護 職員 数	看護職員 率		新看護 職員 率		新看護 職員の 体制	研修における組織体制						到達目標の 設定の有無	ガイドラインに沿った 研修プログラムの有無	評価の 有無	研修 修了者数	他施設の医療機関受入 研修の利用の有無	
				R5 年 度	R6 年 度	R5 年 度	R6 年 度		研 修 責 任 者	教 担 当 者	育 指 導 者	実 地 指 導 者	専 任 兼 任	専 任 兼 任						専 任
	床	人	人	%	%	%	%		人	人	人	人	人	人						

(2) 医療機関受入研修事業

受入医療機関				受入施設				実施月数		実施日数		研 修 目 標 達 成 率	ガイ ド ライ ン に 沿 っ た 研 修 プ ロ グ ラ ム の 有 無	評 価 の 有 無	研 修 修 了 者 数	研 修 の 公 開 ・ 公 募 方 法
受入予定 施設数	受入予定 人数	受入実績 施設数	受入実績 人数	受入予定 施設数	受入予定 人数	受入実績 施設数	受入実績 人数	予定月数	実施月数	予定日数	実施日数					
	人		人		人		人	月	月	日	日					

(注)

- 1 「設置主体」は、別紙法人略称名一覧を参照の上、リストから当てはまるものを選択すること。
- 2 「看護職員数」、「新人看護職員数」および「研修における組織体制」は、4月末日現在で記載すること。
- 3 「看護職員数」および「新人看護職員数」とは、保健師・助産師・看護師・准看護師のいずれかの免許の有資格者数とし、二以上の免許を持つ者も一人として数える。
- 4 「看護職員離職率」の算出にあたっては次式による。

看護職員離職率＝看護職員退職者数／平均看護職員数×100（小数第2位を四捨五入）

※看護職員退職者数＝その年度の4月1日から3月31日の間に退職した看護職員の数

平均看護職員数＝（年度当初の在籍看護職員数＋年度末の在籍看護職員数）／2
- 5 「新人看護職員離職率」の算出にあたっては次式による。なお、各数値は当該年度の前年度の数値を使用すること。

新人看護職員離職率＝新人看護職員退職者数／新人看護職員採用者数×100（小数第2位を四捨五入）

※新人看護職員退職者数＝その年度の4月1日から3月31日の間に退職した新人看護職員の数

新人看護職員採用者数＝その年度の4月1日から3月31日の間に採用した新人看護職員の数
- 6 「新人看護職員を支える体制」新人看護職員研修ガイドライン等 に示される体制から選択する。
- 7 「研修責任者数」、「教育担当者数」および「実地指導者数」は、兼任の場合は、兼務している役割のそれぞれで「兼任」欄の人数に含める。
- 8 「受入予定人数」は、自施設の新人看護職員研修に、他の病院等から受け入れる予定の新人看護職員数とし、実人数とする。
- 9 「実施日数」は、医療機関受入研修事業の年間実施予定日数および実施日数を記載する。
- 10 「研修の公開・公募方法」は、主な方法を記載のこと。例；ホームページに掲載など

別添

法人略称一覧

番号	名 称	略 称 名
1	都 道 府 県	都 道 府 県
2	市 区 町 村、広 域 連 合 及 び 一 部 事 務 組 合	市 区 町 村
3	日 本 赤 十 字 社 社 会 福 祉 法 人 恩 賜 財 団 済 生 会 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農 業 協 同 組 合 連 合 会 社 会 福 祉 法 人 北 海 道 社 会 事 業 協 会	公 的
4	国 立 病 院 機 構	国 病 機 構
5	そ の 他 国 所 管 独 立 行 政 法 人	独 法
6	地 方 独 立 行 政 法 人	地 方 独 法
7	国 立 大 学 法 人	国 大 法 人
8	国 家 公 務 員 共 済 組 合 及 び 連 合 会 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	共 済
9	健 康 保 険 組 合 及 び そ の 連 合 会	健 保
10	国 民 健 康 保 険 組 合 及 び 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	国 保
11	学 校 法 人	学 校
12	社 会 福 祉 法 人	社 福
13	医 療 法 人	医 療 法 人
14	一 般 社 団 法 人	社 団
15	一 般 財 団 法 人	財 団
16	医 師 会	医 師 会
17	そ の 他 の 法 人	そ の 他
18	個 人	個 人
19	株 式 会 社 等	会 社